告 示

埼玉県告示第五百五十号

り、 た。 手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料及び輸出証明書発行申請 下欄に掲げる期間委託し

令和三年四月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	本庄食肉センター		県北食肉センター			Ì	和光ミートセンタ	と畜場の名称
代表理事 増野 幸男 協業組合本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地代表理事 中村 隼人	県北食肉センター協業組合番地	埼玉県熊谷市下増田百七十三	代表取締役 阿部 昌史	株式会社アグリス・ワン	番二十号	埼玉県和光市下新倉六丁目九	代表者氏名称及び受託者の住所、名称及び
					一日まで	ら令和四年三月三十	令和三年四月一日か	委託期間